

○順天堂大学物品検収センター及び検収室設置要領

平成19年11月1日

(設置)

- 第1条 本学における固定資産及び物品の納入に係る検収業務を適正に遂行するため、総務局財務部に物品検収センター(以下「検収センター」という。)を置く。
- 2 各部門における固定資産及び物品の納入に係る検収業務を適正に遂行するため、各部門(ただし、本郷・お茶の水キャンパスを除く。)に検収室(以下「検収室」という。)を置く。
- 3 検収センターは検収室と情報交換を行い、検収業務の円滑かつ適正な遂行に努めるものとする。

(検査の対象)

- 第2条 検収センター及び検収室における検収の対象範囲は、公的研究費に基づく固定資産及び物品とする。ただし、公的研究費とは、私立大学に対する国庫助成による研究費及び公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

(組織)

- 第3条 検収センターは、センター長及びセンター長が指名するセンター員をもって組織する。
- 2 センター長は、検収センターの業務を総括するものとし、財務部長をもって充てる。
- 3 検収室の組織は、別に定める。

(検収センター及び検収室の職務)

- 第4条 検収センター及び検収室は、次の各号に掲げる職務を行う。
- (1) 物品請求伝票控及び納品書の内容を確認すること。
 - (2) 物品請求伝票控に基づき、現品を確認すること。
 - (3) 納品書への受領印の押印又は自署及び受領日の記載を行うこと。
 - (4) 検収の結果について、センター長又は検収室長に報告すること。
 - (5) その他センター長又は検収室長の定める職務を行うこと。

(補則)

- 第5条 この要領に定めるもののほか、検収センター及び検収室の業務に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。